

## 役員等の報酬に関する基準

- 1 この基準は、社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程(以下「規程」という。)第2条について必要な事項を定める。
- 2 規程第2条第1項における「その他会長が定める会」の具体的基準を下記のとおりとする。
  - 1)本会が主催又は後援している行事。
  - 2)定例的に行う内部会議(幹部会など)。
  - 3)その他役員等の出席が必要と認められる会。
- 3 この基準により、会議等に役員等が出席した場合に支給する報酬の日額を別表のとおり定め、予算の範囲内で決定する。
- 4 この基準により支給する報酬は、同日に複数の会議等に参加した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。

### 附 則

この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成29年 6月 9日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。

(別 表)

	会 議 等 の 区 分	報酬の日額	備 考
1	理事会	3,000円以内	
2	監事会	3,000円以内	
3	評議員会	3,000円以内	
4	上記以外の会議等	3,000円以内	